

周南市手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市手数料条例の一部を改正する条例

周南市手数料条例（平成15年周南市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表その3の建築関係の表(8)の部中

「

(8) 建築物等に関する証明	確認済、検査済、中間検査合格、許可及び認定等に関する事項を証明した書面の交付	1件につき 200円
----------------	--	------------

」

を

「

(8) 建築物等に関する証明	確認済、検査済、中間検査合格、許可及び認定等に関する事項を証明した書面の交付	1件につき 700円
----------------	--	------------

」

に改め、同表(12)の部備考4中「建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項の登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の

登録住宅性能評価機関の登録を受けているものに限る。) 」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関(以下この部、次の部、(15)の部、(16)の部及び(17)の部において「登録住宅性能評価機関」という。) 」に、「この表において「適合証」という。) 」の次に「又は市長が別に定める書類」を加え、同部備考5中「(1又は3の場合に係るものを含む。) に適合証」を「に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類」に改め、同部備考6中「(1から3までの場合に係るものを含む。) に」を「に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この部、次の部、(15)の部、(16)の部及び(17)の部において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。) が作成した」に改め、同部備考7中「(2又は3の場合に係るものを含む。) に」を「に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した」に改め、同部備考8を同部備考11とし、同部備考7の次に次のように加える。

8 1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、5の例により算定した額と6の例により算定した額を合算した額とする。

9 2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、6の例により算定した額と7の例により算定した額を合算した額とする。

10 3の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの(以下この部、次の部、(15)の部、(16)の部及び(17)の部において「登録判定評価機関」という。) が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、8の例により算定した額と9の例により算定した額を合算した額とする。

別表その3の建築関係の表(13)の部備考4中「適合証の添付がある場合」を「、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合」に改め、同部備考5中「(1又は3の場合に係るものを含む。) に適合証の添付がある場合」を「に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合」に改め、同部備考6中「(1から3までの場合に係るものを含む。) に適合証の添付がある場合」を「に、登録建築物エネルギー消費性能

判定機関が作成した適合証の添付がある場合」に改め、同部備考7中「(2又は3の場合に係るものを含む。)に」を「に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した」に改め、同部備考8を同部備考11とし、同部備考7の次に次のように加える。

- 8 1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、5の例により算定した額と6の例により算定した額を合算した額とする。
- 9 2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、6の例により算定した額と7の例により算定した額を合算した額とする。
- 10 3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、8の例により算定した額と9の例により算定した額を合算した額とする。

別表その3の建築関係の表(15)の部中

「

<p>ア 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分（以下この部及び次の部において「非住宅建築物等」という。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部及び(17)の部において「省令」という。）第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下この部及び次の部において「モデル建物法基準」という。）による認定に係るも</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 98,000円</p> <p>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 170,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 279,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 345,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未</p>
---	--

のに限る。)	満のもの 1件につき 485,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 562,000円
--------	--

」

を

「

ア 非住宅建築物又は複合建築物に係る非住宅部分（以下「非住宅建築物等」という。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部及び(17)の部において「省令」という。）第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下この部及び次の部において「モデル建物法基準」という。）による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 98,000円 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 170,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 279,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 345,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 485,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 562,000円
---	---

」

に改め、同部備考3中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項の登録建築物調査機関（以下この部、次の部及び(17)の部において「登録建築物調査機

関」という。)が作成した当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この部、次の部及び(17)の部において「法」という。)」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この部及び次の部において「法」という。)第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る」に改め、同部備考4中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同部備考5中「登録建築物調査機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関(以下この部、次の及び(17)の部において「登録建築物調査機関等」という。)」を「登録住宅性能評価機関」に改め、同部備考6中「登録建築物調査機関等」を「登録住宅性能評価機関」に、「知事」を「市長」に改め、同部備考7中「登録建築物調査機関」を「登録判定評価機関」に改め、同表(16)の部備考3及び備考4中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、同部備考5及び備考6中「登録建築物調査機関等」を「登録住宅性能評価機関」に、同部備考7中「登録建築物調査機関」を「登録判定評価機関」に改め、同表(17)の部備考2中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「知事」を「市長」に改め、同部備考3中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同部備考4及び備考5中「登録建築物調査機関等」を「登録住宅性能評価機関」に改め、同部備考6中「登録建築物調査機関」を「登録判定評価機関」に、「知事」を「市長」に改め、同表に次のように加える。

(18) 建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 非住宅建築物	床面積の合計が2,000平方メートル
	等のうち工場等の用に供する部分	未満のもの 1件につき 40,000円
	(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 102,000円
	に定める基準(以下この部及び次の部において「モデ	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 151,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル

	<p>ル建物法基準」という。)による判定に係るものに限る。)</p>	<p>ル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 191,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 237,000円</p>
	<p>イ 非住宅建築物等のうち工場等用に供する部分 (モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)</p>	<p>床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1件につき 43,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 105,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 154,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 191,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 237,000円</p>
	<p>ウ 非住宅建築物等のうち工場等用に供する部分以外の部分 (モデル建物法基準による判定に係るものに限る。)</p>	<p>床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1件につき 170,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 279,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 345,000円</p>

	<p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 485,000円</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 562,000円</p>
エ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）	<p>床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1件につき 300,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 469,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 568,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 763,000円</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 870,000円</p>

備考

- 1 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。
- 2 非住宅建築物等（工場等の用に供する部分及び工場等の用に供する部分以外の部分を含むものに限る。）について判定を受ける場合の手数料の金額は、ア若しくはイに定める額とウ若しくはエに定める額を合算した額又は当該工場等の用に供する部分の床面積を工場等の用に

供する部分以外の部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ、ウ若しくはエに定める額のいずれか低い額とする。

(19) 計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定及び軽微変更該当証明申請	ア 非住宅建築物等のうち工場等に供する部分 (モデル建物法基準による判定及び証明に係るものに限る。)	床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1件につき 21,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 51,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 76,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 95,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 119,000円
	イ 非住宅建築物等のうち工場等に供する部分 (モデル建物法基準による判定及び証明に係るものを除く。)	床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1件につき 22,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 53,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 78,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 95,000円

	床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 119,000円
ウ 非住宅建築物 等のうち工場等 用に供する部分以 外の部分（モデル 建物法基準による 判定及び証明に係 るものに限る。）	床面積の合計が2,000平方メートル 未満のもの 1件につき 86,000 円 床面積の合計が2,000平方メートル 以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 140,000円 床面積の合計が5,000平方メートル 以上10,000平方メートル未満のも の 1件につき 173,000円 床面積の合計が10,000平方メートル 以上25,000平方メートル未満の もの 1件につき 243,000円 床面積の合計が25,000平方メートル 以上のもの 1件につき 282,000円
エ 非住宅建築物 等のうち工場等 用に供する部分以 外の部分（モデル 建物法基準による 判定及び証明に係 るものを除く。）	床面積の合計が2,000平方メートル 未満のもの 1件につき 151,000 円 床面積の合計が2,000平方メートル 以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 235,000円 床面積の合計が5,000平方メートル 以上10,000平方メートル未満のも の 1件につき 285,000円 床面積の合計が10,000平方メートル 以上25,000平方メートル未満の

		<p>もの 1 件につき 382,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1 件につき 435,000円</p>
<p>備考</p> <p>1 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。</p> <p>2 非住宅建築物等（工場等の用に供する部分及び工場等の用に供する部分以外の部分を含むものに限る。）について判定を受ける場合の手数料の金額は、ア若しくはイに定める額とウ若しくはエに定める額を合算した額又は当該工場等の用に供する部分の床面積を工場等の用に供する部分以外の部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ、ウ若しくはエに定める額のいずれか低い額とする。</p>		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の周南市手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
その1 税関係			その1 税関係		
(略)			(略)		
その2 戸籍等関係			その2 戸籍等関係		
(略)			(略)		
その3 建築関係			その3 建築関係		
手数料を徴収する事項		手数料の金額	手数料を徴収する事項		手数料の金額
(1)～(7) (略)	(略)	(略)	(1)～(7) (略)	(略)	(略)
(8) 建築物等に関する証明	確認済、検査済、中間検査合格、許可及び認定等に関する事項を証明した書面の交付	1件につき <u>200円</u>	(8) 建築物等に関する証明	確認済、検査済、中間検査合格、許可及び認定等に関する事項を証明した書面の交付	1件につき <u>700円</u>
(9)・(10) (略)	(略) (略)	(略)	(9)・(10) (略)	(略) (略)	(略)
(11)	(略)		(11)	(略)	
(12) 低炭素建築物新築等 (新築又は増)	(略)	(略)	(12) 低炭素建築物新築等 (新築又は増)	(略)	(略)

現行		改正案			
<p>築、改築、修繕若しくは模様替え若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修をいう。以下この部及び次の部において同じ。) 計画認定申請</p>			<p>築、改築、修繕若しくは模様替え若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修をいう。以下この部及び次の部において同じ。) 計画認定申請</p>		
<p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 アに係る申請書に、<u>建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項の登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関の登録を受けているものに限る。）</u>が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、42,000円を上記の</p>			<p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 アに係る申請書に、<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この部、次の部、(15)の部、(16)の部及び(17)の部において「登録住宅性能評価機関」という。）</u>が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、42,000円を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p>		

現行

手数料の金額から減じた金額とする。

5 イに係る申請書（1又は3の場合に係るものを含む。）に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸のもの 42,000円
- (2) 2戸以上5戸以下のもの 117,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの 126,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの 160,000円
- (5) 26戸以上50戸以下のもの 212,000円
- (6) 51戸以上100戸以下のもの 316,000円
- (7) 101戸以上200戸以下のもの 526,000円
- (8) 201戸以上300戸以下のもの 735,000円
- (9) 301戸以上のもの 744,000円

6 ウに係る申請書（1から3までの場合に係るものを含む。）に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル以下のもの 105,000円
- (2) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 160,000円

改正案

5 イに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸のもの 42,000円
- (2) 2戸以上5戸以下のもの 117,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの 126,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの 160,000円
- (5) 26戸以上50戸以下のもの 212,000円
- (6) 51戸以上100戸以下のもの 316,000円
- (7) 101戸以上200戸以下のもの 526,000円
- (8) 201戸以上300戸以下のもの 735,000円
- (9) 301戸以上のもの 744,000円

6 ウに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この部、次の部、(15)の部、(16)の部及び(17)の部において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル以下のもの 105,000円
- (2) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 160,000円

現行	改正案
<p>(3) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 210,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 245,000円</p> <p>(5) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの 283,000円</p> <p>(6) 25,000平方メートルを超えるもの 315,000円</p> <p>7 エに係る申請書(2又は3の場合に係るものを含む。)に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 300平方メートル以下のもの 243,000円</p> <p>(2) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 375,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 489,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 570,000円</p> <p>(5) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの 662,000円</p> <p>(6) 25,000平方メートルを超えるもの 735,000円</p> <p>8 法第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、</p> <p>(1) 建築物等の確認申請及び計画通知の部に定める建築物等の確認申請及び計画通知の手数料の金額に相当する額を上記の手数料の</p>	<p>(3) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 210,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 245,000円</p> <p>(5) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの 283,000円</p> <p>(6) 25,000平方メートルを超えるもの 315,000円</p> <p>7 エに係る申請書に、<u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</u></p> <p>(1) 300平方メートル以下のもの 243,000円</p> <p>(2) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 375,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 489,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 570,000円</p> <p>(5) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの 662,000円</p> <p>(6) 25,000平方メートルを超えるもの 735,000円</p> <p>8 <u>1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、5の例により算定した額と6の例により算定した額を合算した額とする。</u></p>

現行			改正案		
金額に加算した金額とする。			<p>9 <u>2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、6の例により算定した額と7の例により算定した額を合算した額とする。</u></p> <p>10 <u>3の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの（以下この部、次の部、(15)の部、(16)の部及び(17)の部において「登録判定評価機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、8の例により算定した額と9の例により算定した額を合算した額とする。</u></p> <p>11 法第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、 (1) 建築物等の確認申請及び計画通知の部に定める建築物等の確認申請及び計画通知の手数料の金額に相当する額を上記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>		
(13) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請	(略)	(略)	(13) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請	(略)	(略)
備考 1～3 (略) 4 アに係る申請書に <u>適合証の添付がある場合</u> の手数料の金額は、21,000円を上記の手数料の金額から減じた金額とする。 5 イに係る申請書 <u>(1又は3の場合に係るものを含む。)</u> に <u>適合証の添付がある場合</u> の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の			備考 1～3 (略) 4 アに係る申請書に、 <u>登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合</u> の手数料の金額は、21,000円を上記の手数料の金額から減じた金額とする。 5 イに係る申請書に、 <u>登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合</u> の手数料の金額は、次に掲		

現行	改正案
<p>区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 1戸のもの 21,000円</p> <p>(2) 2戸以上5戸以下のもの 59,000円</p> <p>(3) 6戸以上10戸以下のもの 63,000円</p> <p>(4) 11戸以上25戸以下のもの 80,000円</p> <p>(5) 26戸以上50戸以下のもの 107,000円</p> <p>(6) 51戸以上100戸以下のもの 158,000円</p> <p>(7) 101戸以上200戸以下のもの 264,000円</p> <p>(8) 201戸以上300戸以下のもの 368,000円</p> <p>(9) 301戸以上のもの 372,000円</p> <p>6 <u>ウに係る申請書(1から3までの場合に係るものを含む。)</u>に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 300平方メートル以下のもの 53,000円</p> <p>(2) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 81,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 106,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 123,000円</p> <p>(5) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの 142,000円</p> <p>(6) 25,000平方メートルを超えるもの 158,000円</p>	<p>げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 1戸のもの 21,000円</p> <p>(2) 2戸以上5戸以下のもの 59,000円</p> <p>(3) 6戸以上10戸以下のもの 63,000円</p> <p>(4) 11戸以上25戸以下のもの 80,000円</p> <p>(5) 26戸以上50戸以下のもの 107,000円</p> <p>(6) 51戸以上100戸以下のもの 158,000円</p> <p>(7) 101戸以上200戸以下のもの 264,000円</p> <p>(8) 201戸以上300戸以下のもの 368,000円</p> <p>(9) 301戸以上のもの 372,000円</p> <p>6 <u>ウに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合</u>の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 300平方メートル以下のもの 53,000円</p> <p>(2) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 81,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 106,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 123,000円</p> <p>(5) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの 142,000円</p> <p>(6) 25,000平方メートルを超えるもの 158,000円</p>

現行

7 エに係る申請書（2又は3の場合に係るものを含む。）に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル以下のもの 122,000円
- (2) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 188,000円
- (3) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 244,000円
- (4) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 285,000円
- (5) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの 330,000円
- (6) 25,000平方メートルを超えるもの 368,000円

8 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、(1) 建築物等の確認申請及び計画通知の部に定める建築物等の確認申請及び計画通知の手数料の金額に相当する額を上記の手数料の金額に加算した金額とする。

改正案

7 エに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル以下のもの 122,000円
- (2) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 188,000円
- (3) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 244,000円
- (4) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 285,000円
- (5) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの 330,000円
- (6) 25,000平方メートルを超えるもの 368,000円

8 1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、5の例により算定した額と6の例により算定した額を合算した額とする。

9 2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、6の例により算定した額と7の例により算定した額を合算した額とする。

10 3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、8の例により算定した額と9の例により算定した額を合算した額とする。

現行			改正案		
			<p>11 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、(1) 建築物等の確認申請及び計画通知の部に定める建築物等の確認申請及び計画通知の手数料の金額に相当する額を上記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>		
(14) (略)	(略)	(略)	(14) (略)	(略)	(略)
(15) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	<p>ア <u>非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分</u> (以下この部及び次の部において「<u>非住宅建築物等</u>」という。) (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部及び(17)の部において「省令」という。) <u>第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)</u>に定める基準(以下この部及び次の部において「<u>モデル建物法基準</u>」という。)による認定に係るものに限る。)</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 98,000円</p> <p>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 170,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 279,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 345,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき</p>	(15) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	<p>ア <u>非住宅建築物又は複合建築物に係る非住宅部分</u> (以下「<u>非住宅建築物等</u>」という。) (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部及び(17)の部において「<u>省令</u>」という。) <u>第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)</u>に定める基準(以下この部及び次の部において「<u>モデル建物法基準</u>」という。)による認定に係るものに限る。)</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 98,000円</p> <p>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 170,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 279,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 345,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき</p>

現行

改正案

	485,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1 件につき 562,000円		485,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1 件につき 562,000円
イ 非住宅建築物等（モデル建物法基準による認定に係るものを除く。）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1 件につき 173,000円 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1 件につき 300,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1 件につき 469,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1 件につき 568,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1 件につき 763,000円 床面積の合計が25,000平方メー	イ 非住宅建築物等（モデル建物法基準による認定に係るものを除く。）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1 件につき 173,000円 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1 件につき 300,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1 件につき 469,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1 件につき 568,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1 件につき 763,000円 床面積の合計が25,000平方メー

現行

改正案

	トル以上のもの 1件につき 870,000円
ウ 一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 39,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 43,000円
エ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 237,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき 269,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき 363,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき 516,000円

	トル以上のもの 1件につき 870,000円
ウ 一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 39,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 43,000円
エ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 237,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき 269,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき 363,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき 516,000円

現行

備考

1・2 (略)

3 アに係る申請書に、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項の登録建築物調査機関（以下この部、次の部及び(17)の部において「登録建築物調査機関」という。）が作成した当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この部、次の部及び(17)の部において「法」という。）第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この部及び次の部において「誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの 88,000円
- (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 143,000円
- (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 199,000円
- (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 218,000円
- (5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 325,000円
- (6) 25,000平方メートル以上のもの 362,000円

4 イに係る申請書に、登録建築物調査機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の

改正案

備考

1・2 略

3 アに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この部及び次の部において「法」という。）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この部及び次の部において「誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの 88,000円
- (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 143,000円
- (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 199,000円
- (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 218,000円
- (5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 325,000円
- (6) 25,000平方メートル以上のもの 362,000円

4 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲

現行

区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの 163,000円
- (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 273,000円
- (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 389,000円
- (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 441,000円
- (5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 603,000円
- (6) 25,000平方メートル以上のもの 670,000円

5 ウに係る申請書に、登録建築物調査機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この部、次の及び(17)の部において「登録建築物調査機関等」という。）が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの 34,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの 38,000円

6 エに係る申請書に、登録建築物調査機関等が作成した誘導基準適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

改正案

げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの 163,000円
- (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 273,000円
- (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 389,000円
- (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 441,000円
- (5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 603,000円
- (6) 25,000平方メートル以上のもの 670,000円

5 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの 34,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの 38,000円

6 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

現行			改正案		
<p>(1) 4戸以下のもの 227,000円 (2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円 (3) 16戸以上45戸以下のもの 318,000円 (4) 46戸以上のもの 436,000円 7 2の場合における申請書に、登録建築物調査機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、3又は4の例により算定した額と6の例により算定した額を合算した額とする。 8 (略)</p>			<p>(1) 4戸以下のもの 227,000円 (2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円 (3) 16戸以上45戸以下のもの 318,000円 (4) 46戸以上のもの 436,000円 7 2の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、3又は4の例により算定した額と6の例により算定した額を合算した額とする。 8 (略)</p>		
(16) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請	(略)	(略)	(16) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請	(略)	(略)
<p>備考 1・2 (略) 3 アに係る申請書に、登録建築物調査機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1) 300平方メートル未満のもの 45,000円 (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 72,000円 (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>			<p>備考 1・2 (略) 3 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1) 300平方メートル未満のもの 45,000円 (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 72,000円 (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>		

現行

改正案

100,000円

(4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
109,000円

(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
163,000円

(6) 25,000平方メートル以上のもの 182,000円

4 イに係る申請書に、登録建築物調査機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 82,000円

(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 137,000円

(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
195,000円

(4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
221,000円

(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
302,000円

(6) 25,000平方メートル以上のもの 335,000円

5 ウに係る申請書に、登録建築物調査機関等が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

100,000円

(4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
109,000円

(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
163,000円

(6) 25,000平方メートル以上のもの 182,000円

4 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 82,000円

(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 137,000円

(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
195,000円

(4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
221,000円

(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
302,000円

(6) 25,000平方メートル以上のもの 335,000円

5 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

現 行			改 正 案		
<p>(1) 200平方メートル未満のもの 18,000円 (2) 200平方メートル以上のもの 20,000円 6 エに係る申請書に、登録建築物調査機関等が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1) 4戸以下のもの 114,000円 (2) 5戸以上15戸以下のもの 125,000円 (3) 16戸以上45戸以下のもの 160,000円 (4) 46戸以上のもの 219,000円 7 2の場合における申請書に、登録建築物調査機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、3又は4の例により算定した額と6の例により算定した額を合算した額とする。 8 (略)</p>			<p>(1) 200平方メートル未満のもの 18,000円 (2) 200平方メートル以上のもの 20,000円 6 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1) 4戸以下のもの 114,000円 (2) 5戸以上15戸以下のもの 125,000円 (3) 16戸以上45戸以下のもの 160,000円 (4) 46戸以上のもの 219,000円 7 2の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、3又は4の例により算定した額と6の例により算定した額を合算した額とする。 8 (略)</p>		
(17) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請	(略)	(略)	(17) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請	(略)	(略)
備考			備考		
<p>1 (略) 2 アに係る申請書に、登録建築物調査機関が作成した当該申請に係る法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類</p>			<p>1 (略) 2 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第2条第3号に掲げる基準に適合している</p>		

現行

(以下この部において「適合証」という。)又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの 88,000円
 - (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 143,000円
 - (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 199,000円
 - (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 218,000円
 - (5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 325,000円
 - (6) 25,000平方メートル以上のもの 362,000円
- 3 イに係る申請書に、登録建築物調査機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
- (1) 300平方メートル未満のもの 163,000円
 - (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 273,000円
 - (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 389,000円
 - (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

改正案

ことを証する書類(以下この部において「適合証」という。)又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの 88,000円
 - (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 143,000円
 - (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 199,000円
 - (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 218,000円
 - (5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 325,000円
 - (6) 25,000平方メートル以上のもの 362,000円
- 3 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
- (1) 300平方メートル未満のもの 163,000円
 - (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 273,000円
 - (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 389,000円
 - (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

現行	改正案	
<p>441,000円</p> <p>(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 603,000円</p> <p>(6) 25,000平方メートル以上のもの 670,000円</p> <p>4 ウに係る申請書に、<u>登録建築物調査機関等</u>が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>5 エに係る申請書に、<u>登録建築物調査機関等</u>が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 227,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円</p> <p>(3) 16戸以上45戸以下のもの 318,000円</p> <p>(4) 46戸以上のもの 436,000円</p> <p>6 1の場合における申請書に、<u>登録建築物調査機関</u>が作成した適合証又は<u>知事</u>が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、2又は3の例により算定した額と5の例により算定した額を合算した額とする。</p>	<p>441,000円</p> <p>(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 603,000円</p> <p>(6) 25,000平方メートル以上のもの 670,000円</p> <p>4 ウに係る申請書に、<u>登録住宅性能評価機関</u>が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>5 エに係る申請書に、<u>登録住宅性能評価機関</u>が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 227,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円</p> <p>(3) 16戸以上45戸以下のもの 318,000円</p> <p>(4) 46戸以上のもの 436,000円</p> <p>6 1の場合における申請書に、<u>登録判定評価機関</u>が作成した適合証又は<u>市長</u>が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、2又は3の例により算定した額と5の例により算定した額を合算した額とする。</p>	<p>441,000円</p> <p>(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 603,000円</p> <p>(6) 25,000平方メートル以上のもの 670,000円</p> <p>4 ウに係る申請書に、<u>登録住宅性能評価機関</u>が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>5 エに係る申請書に、<u>登録住宅性能評価機関</u>が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 227,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円</p> <p>(3) 16戸以上45戸以下のもの 318,000円</p> <p>(4) 46戸以上のもの 436,000円</p> <p>6 1の場合における申請書に、<u>登録判定評価機関</u>が作成した適合証又は<u>市長</u>が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、2又は3の例により算定した額と5の例により算定した額を合算した額とする。</p>
	(18) 建築物エネルギー消費性能適合	ア 非住宅建築物等のうち工場 床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1件につき 40,000

現行

改正案

性判定

等の用に供する

円

部分（建築物エ

床面積の合計が2,000平方メートル

ネルギー消費性

以上5,000平方メートル未満のもの

能基準等を定め

1件につき 102,000円

る省令第1条第

床面積の合計が5,000平方メートル

1項第1号ロに

以上10,000平方メートル未満のも

定める基準（以

の 1件につき 151,000円

下この部及び次

床面積の合計が10,000平方メート

の部において

ル以上25,000平方メートル未満の

「モデル建物法

もの 1件につき 191,000円

基準」とい

床面積の合計が25,000平方メート

う。）による判

ル以上のもの 1件につき

定に係るものに

237,000円

限る。）

イ 非住宅建築

床面積の合計が2,000平方メートル

物等のうち工場

未満のもの 1件につき 43,000

等の用に供する

円

部分（モデル建

床面積の合計が2,000平方メートル

物法基準による

以上5,000平方メートル未満のもの

判定に係るもの

1件につき 105,000円

を除く。）

床面積の合計が5,000平方メートル

以上10,000平方メートル未満のも

の 1件につき 154,000円

床面積の合計が10,000平方メート

現行

改正案

現行	改正案	
		ル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 191,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 237,000円
	ウ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）	床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1件につき 170,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 279,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 345,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 485,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 562,000円
	エ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分	床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1件につき 300,000円 床面積の合計が2,000平方メートル

現行	改正案	
	<p>(モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)</p>	<p>以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 469,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 568,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 763,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 870,000円</p>
	<p>備考</p> <p>1 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。</p> <p>2 非住宅建築物等（工場等の用に供する部分及び工場等の用に供する部分以外の部分を含むものに限る。）について判定を受ける場合の手数料の金額は、ア若しくはイに定める額とウ若しくはエに定める額を合算した額又は当該工場等の用に供する部分の床面積を工場等の用に供する部分以外の部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ、ウ若しくはエに定める額のいずれか低い額とする。</p>	
	<p>(19) 計画変更に係る建築物エネルギー</p>	<p>ア 非住宅建築物等のうち工場</p>

現行

改正案

<p>消費性能適合性判定及び軽微変更該当証明申請</p>	<p>等の用に供する部分（モデル建築物法基準による判定及び証明に係るものに限る。）</p>	<p>円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 51,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 76,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 95,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 119,000円</p>
	<p>イ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（モデル建築物法基準による判定及び証明に係るものを除く。）</p>	<p>円 床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1件につき 22,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 53,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 78,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 95,000円</p>

現行

改正案

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1408 258 1637 448"></td> <td data-bbox="1641 258 2092 448"> <p>もの 1 件につき 95,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1 件につき 119,000円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1408 451 1637 1126"> <p>ウ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法基準による判定及び証明に係るものに限る。）</p> </td> <td data-bbox="1641 451 2092 1126"> <p>床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1 件につき 86,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1 件につき 140,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1 件につき 173,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1 件につき 243,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1 件につき 282,000円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1408 1129 1637 1359"> <p>エ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法</p> </td> <td data-bbox="1641 1129 2092 1359"> <p>床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1 件につき 151,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> </td> </tr> </table>		<p>もの 1 件につき 95,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1 件につき 119,000円</p>	<p>ウ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法基準による判定及び証明に係るものに限る。）</p>	<p>床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1 件につき 86,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1 件につき 140,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1 件につき 173,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1 件につき 243,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1 件につき 282,000円</p>	<p>エ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法</p>	<p>床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1 件につき 151,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>
	<p>もの 1 件につき 95,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1 件につき 119,000円</p>						
<p>ウ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法基準による判定及び証明に係るものに限る。）</p>	<p>床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1 件につき 86,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1 件につき 140,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1 件につき 173,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1 件につき 243,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1 件につき 282,000円</p>						
<p>エ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法</p>	<p>床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1 件につき 151,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>						

現行	改正案	
<p>その4 開発関係</p> <p>(略)</p>	<p>基準による判定及び証明に係るものを除く。)</p>	<p>1件につき 235,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 285,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 382,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 435,000円</p>
	<p>備考</p> <p>1 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。</p> <p>2 非住宅建築物等（工場等の用に供する部分及び工場等の用に供する部分以外の部分を含むものに限る。）について判定を受ける場合の手数料の金額は、ア若しくはイに定める額とウ若しくはエに定める額を合算した額又は当該工場等の用に供する部分の床面積を工場等の用に供する部分以外の部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ、ウ若しくはエに定める額のいずれか低い額とする。</p> <p>その4 開発関係</p> <p>(略)</p>	

現行	改正案
その5 消防関係	その5 消防関係
(略)	(略)
その6 その他	その6 その他
(略)	(略)